

一般財団法人 松戸市スポーツ協会 （代表者） 会長 藤塚 光慶

(令和7年3月1日現在)

【団体概要】 松戸市内のアマチュアスポーツ団体を統括し、地域スポーツ活動を支援・推進する団体	【会員数(加盟団体数)】 特別役員:6名 理事:9名 加盟団体数:41団体
【団体の目的／主な活動】 (目的) 郷土愛に根差したスポーツの普及・振興を図り、市民の健康増進と健全な精神を養うことを目的とする。 (主な活動) 松戸市民スポーツ祭開催事業、松戸市七草マラソン大会事業、表彰事業、千葉県民スポーツ大会派遣事業 スポーツ指導者バンク事業、国際スポーツ交流事業、スポーツ施設における受託事業の実施 等 スポーツ施設における受託事業の実施 等	【令和7年度補助金額】 12,247,440円

【令和7年度の補助金対象事業(予定)】
補助金 申請予定額 12,247,440円
【根拠】 松戸市社会教育関係団体補助金交付要綱
【目的】 市内アマチュアスポーツ団体を総括し、郷土に根ざしたスポーツの振興と市民の体力増進、健全なる育成を目的とするとともに、競技力の向上と地域スポーツの普及発展を目指す。
松戸市指導者バンク登録指導者をクラブ、サークル及び学校に派遣し、実技指導にあたる。

令和7年度予算内容		
<全体収支内訳>		
	区分	金額
収入の部	市補助金	12,247,440
	加盟団体分担金	1,627,000
	負担金	50,000
	収入の部合計	13,924,440

	区分	金額
支出の部	行事補助金	4,800,000
	県スポーツ協会負担金	120,000
	大会助成金	315,000
	スポーツ少年団育成事業費	1,200,000
	表彰事業費	800,000
	専門委員会費	150,000
	管理費その他	458,000
	報償費	4,610,000
	需用費	300,000
	役務費	90,000
	保険料	50,000
	事務経費	1,031,440
	支出の部合計	13,924,440



<市補助金使途内訳>			
補助金対象事業・経費	金額		摘要
	市補助金	その他予算	
行事補助金			
補助金	4,800,000		4,800,000
小計	4,800,000		4,800,000
県スポーツ協会負担金			
負担金	120,000		120,000
小計	120,000		120,000
大会助成金			
負担金	315,000		315,000
小計	315,000		315,000
スポーツ少年団育成事業費			
補助金	300,000		300,000
会場使用料・消耗品	200,000		200,000
参加者用景品・消耗品	300,000		300,000
研修費	50,000		50,000
通信・運搬費	50,000		50,000
消耗品費		300,000	300,000
小計	900,000	300,000	1,200,000
表彰事業費			
報償費	500,000		500,000
印刷製本費	50,000		50,000
通信・運搬費	50,000		50,000
消耗品費		200,000	200,000
小計	600,000	200,000	800,000
専門委員会			
交通費	50,000		50,000
通信・運搬費	30,000		30,000
消耗品費		70,000	70,000
小計	80,000	70,000	150,000
管理費その他			
リース料	250,000		250,000
賃借料	108,000		108,000
使用料	100,000		100,000
小計	458,000		458,000
報償費			
報償費	4,610,000		4,610,000
小計	4,610,000		4,610,000
需用費			
需用費	100,000		100,000
消耗品費	124,440	75,560	200,000
小計	224,440	75,560	300,000
役務費			
交際費	90,000		90,000
小計	90,000		90,000
保険料			
保険料	50,000		50,000
小計	50,000		50,000
合計	12,247,440	645,560	12,893,000

一般財団法人 松戸市スポーツ協会 （代表者） 会長 藤塚 光慶

(令和7年3月1日現在)

【団体概要】		【会員数(加盟団体数)】																							
松戸市内のアマチュアスポーツ団体を統括し、地域スポーツ活動を支援・推進する団体		特別役員:6名 理事:9名 加盟団体数:41団体																							
【団体の目的／主な活動】 (目的) 郷土愛に根差したスポーツの普及・振興を図り、市民の健康増進と健全な精神を養うことを目的とする。 (主な活動) 松戸市民スポーツ祭開催事業、松戸市七草マラソン大会事業、表彰事業、千葉県民スポーツ大会派遣事業、スポーツ指導者バンク事業、国際スポーツ交流事業 スポーツ施設における受託事業の実施 等		【令和6年度補助金額】 10,216,000円																							
【令和6年度の補助金対象事業】																									
①スポーツ協会補助金 【金額】 5,716,000円 【根拠】 松戸市社会教育関係団体補助金交付要綱 【目的】 市内アマチュアスポーツ団体を総括するスポーツ協会の支援・育成を行い、競技力向上と継続的スポーツ活動者の拡充を図り、「市民総スポーツ」の実現を目的とする。		②スポーツ指導者派遣事業補助金 【金額】 4,500,000円 【根拠】 松戸市社会教育関係団体補助金交付要綱 【目的】 競技力向上及び地域スポーツ団体の育成を目的に、専門知識を有する指導者を各団体及び学校部活動に派遣し、技術指導を行うことに対して補助金を交付するもの。 【指導者関係】 登録種目:28種 登録指導者:232名 【謝金】 (学校部活動)全額スポーツ協会負担 (各種団体)団体負担 2,500円 スポーツ協会負担2,000円 【その他】 認定登録指導者を対象に指導者研修の機会を提供し、指導者の資質向上を図り、更に指導者バンク事業の拡充発展に寄与することを目的として、研修会を開催している。 (令和6年度開催) 令和7年2月22日(土)松戸運動公園小体育室 スポーツと栄養・救急対応・日常練習時のケガ対応処置 ウォーミングアップ																							
【内訳】		【年度別予算・決算額(3カ年)】																							
<table><tr><td>各加盟団体行事補助</td><td>4,166,000円</td></tr><tr><td>スポーツ少年団運営費</td><td>800,000円</td></tr><tr><td>普及委員会運営費</td><td>720,000円</td></tr><tr><td>地域団体体育成委員会費</td><td>20,000円</td></tr><tr><td>指導者認定制度委員会費</td><td>10,000円</td></tr></table>		各加盟団体行事補助	4,166,000円	スポーツ少年団運営費	800,000円	普及委員会運営費	720,000円	地域団体体育成委員会費	20,000円	指導者認定制度委員会費	10,000円	<table><tr><td></td><td>令和4年度</td><td>令和5年度</td><td>令和6年度</td></tr><tr><td>予算額</td><td>5,716,000円</td><td>5,716,000円</td><td>5,716,000円</td></tr><tr><td>決算額</td><td>5,716,000円</td><td>5,716,000円</td><td>—</td></tr></table>			令和4年度	令和5年度	令和6年度	予算額	5,716,000円	5,716,000円	5,716,000円	決算額	5,716,000円	5,716,000円	—
各加盟団体行事補助	4,166,000円																								
スポーツ少年団運営費	800,000円																								
普及委員会運営費	720,000円																								
地域団体体育成委員会費	20,000円																								
指導者認定制度委員会費	10,000円																								
	令和4年度	令和5年度	令和6年度																						
予算額	5,716,000円	5,716,000円	5,716,000円																						
決算額	5,716,000円	5,716,000円	—																						
		【年度別予算・決算額(3カ年)】																							
		<table><tr><td></td><td>令和4年度</td><td>令和5年度</td><td>令和6年度</td></tr><tr><td>予算額</td><td>4,500,000円</td><td>4,500,000円</td><td>4,500,000円</td></tr><tr><td>決算額</td><td>2,952,355円</td><td>4,337,589円</td><td>—</td></tr></table>			令和4年度	令和5年度	令和6年度	予算額	4,500,000円	4,500,000円	4,500,000円	決算額	2,952,355円	4,337,589円	—										
	令和4年度	令和5年度	令和6年度																						
予算額	4,500,000円	4,500,000円	4,500,000円																						
決算額	2,952,355円	4,337,589円	—																						

スポーツ協会について



名称

一般財団法人 松戸市スポーツ協会

所在地

松戸市上本郷 4 4 3 4 松戸運動公園武道館内

設立年月日

昭和 2 5 年 1 0 月 2 5 日（任意団体として）
平成 2 2 年 4 月 1 日（一般財団法人設立）

設立の目的

本会は、松戸市におけるアマチュアスポーツ団体を統轄し、これを代表する団体であって、郷土愛に根ざしたスポーツの振興を図り、市民の体力の増進と健全な精神を養うことを目的とする。

事業

- （１） スポーツの普及・振興に関する研究及び啓発事業の実施並びに指導。
- （２） 体育祭及び各種講習会等のスポーツに関する行事の実施。
- （３） スポーツ指導者の派遣事業。
- （４） スポーツに係わる国際交流事業。
- （５） 体育功労者等の表彰。
- （６） 県民体育大会への選手派遣事業。
- （７） スポーツ少年団の育成に関する事業。
- （８） 加盟団体の組織の強化発展ならびに相互の連絡。
- （９） スポーツ施設等における受託事業の実施。
- （１０） スポーツ施設等における利用者の利便を目的とした収益事業の実施。
- （１１） その他、この法人の目的達成のために必要な事業。



社会教育関係団体（スポーツ団体）に対する補助金の交付について

◆社会教育法（抜粋・参考）

（社会教育関係団体の定義）

第十条 この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

（審議会等への諮問）

第十三条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。第五十一条第三項において同じ。）で政令で定めるものの、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議（社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関）の意見を聴いて行わなければならない。

◆スポーツ基本法（抜粋）

（地方公共団体の補助）

第三十四条 地方公共団体は、スポーツ団体に対し、その行うスポーツの振興のための事業に関し必要な経費について、その一部を補助することができる。

（審議会等への諮問等）

第三十五条 国又は地方公共団体が第三十三条第三項又は前条の規定により社会教育関係団体（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十条に規定する社会教育関係団体をいう。）であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が第九条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあつては教育委員会（特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）に係る補助金の交付については、その長）がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。